

令和8年度 鹿屋市包括的支援事業実施方針（案）の概要

1 令和8年度 鹿屋市包括的支援事業実施方針の構成

章	項目	ページ
はじめに		1
第 1 章	鹿屋市包括的支援事業実施方針の性格と位置付け	2～3
	1 法的根拠 2 体系図	
第 2 章	令和7年度に重点的に行うべき業務の方針	4～13
	1 自立支援、重度化防止に資するケアマネジメントの徹底	
	2 認知症施策の推進	
	3 在宅医療と介護の連携の推進 4 地域における支え合い活動の推進	
第 3 章	鹿屋市地域包括支援センター	14～23
	1 鹿屋市地域包括支援センターの概要 2 鹿屋市地域包括支援センターの運営方針	
第 4 章	包括的支援事業の実施方針	24～58
	1 包括的支援事業の概要	
	2 第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）	
	3 総合相談支援事業	
	4 権利擁護事業	
	5 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	
	6 在宅医療・介護連携推進事業	
	7 生活支援体制整備事業	
	8 認知症総合支援事業	
	9 地域ケア会議推進事業	
	10 多職種協働による地域包括支援ネットワーク構築の方針	
	11 介護支援専門員に対する支援・指導の実施 12 包括的支援事業の実施に係る公正性及び中立性確保のための方針	
第 5 章	指定介護予防支援事業の実施方針	59～61
第 6 章	本市の事業への協力・連携	62～64
	1 介護給付適正化事業	
	2 地域ケア会議の推進	
	3 認知症施策の充実に向けた取組等	
	4 地域密着型サービス事業所運営推進会議	
	5 介護予防の充実に向けた取組	
	6 台風等の災害発生における支援 7 重層的支援体制整備事業	
第 7 章	地域包括支援センターの事業評価	65～67
	1 本市が定める「アウトプット指標」及び「中間アウトカム指標」	

2 令和7年度実施方針からの主な変更点

項目	変更内容
令和8年度に重点的に行うべき業務の方針 (第2章) (7～9ページ)	2 認知症施策の推進 (1) 認知症に関する正しい知識の普及啓発、(2) 認知症の人や認知症の初期症状が疑われる人等への早期介入及び早期対応、(3) 認知症になっても住み慣れた地域で生きがいを持って暮らし続けられる地域づくりの推進について、事業の実情に応じて達成基準の見直しを行った。
包括的支援事業の実施方針 (第4章) (32ページ)	3 総合相談支援事業 (3) 業務内容 ク 総合相談進捗会議の開催 相談案件の適切な進行管理及び情報共有のため開催している総合相談進捗会議について、定期的に年6回程度開催することとしていたが、令和8年度は、回数に捉われず必要に応じて随時開催することとした。
包括的支援事業の実施方針 (第4章) (46ページ)	8 認知症総合支援事業 国の認知症施策推進基本計画（令和6年12月3日閣議決定）を踏まえ、令和9年度から令和11年度までを計画期間とする市の認知症施策推進計画の策定について追加した。（第10期介護保険事業計画と一体的に策定予定）

3 第2章 令和8年度に重点的に行うべき業務の方針及び評価の視点

1 自立支援、重度化防止に資するケアマネジメントの徹底	実施主体	ページ
(1) 介護予防ケアマネジメント対象者の状態の維持又は改善に向けた介護予防ケアマネジメント計画の作成 【主な内容】 ・地域包括支援センターの職員が作成した介護予防ケアマネジメント計画が対象者の状態の維持又は改善に向けたものであるかを検討する機会を設けたか。 ・介護予防ケアマネジメント計画の作成者に対する研修会を開催したか。	地域包括支援センター	5
(2) 自立支援型地域ケア個別会議を活用したケアマネジメントの資質向上 【主な内容】 ・自立支援型地域ケア個別会議で受けた助言内容に係る支援を事例提供者が実施し、モニタリングしたか。また、自立支援型地域ケア個別会議の助言者に、事例提供者のモニタリング結果を提供し、助言者のスキルアップにつなげたか。	地域包括支援センター	6

2 認知症施策の推進	実施主体	ページ
<p>(1) 認知症に関する正しい知識の普及啓発</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい認知症観、認知症の人本人の発信、認知症に係る各機関の取組、相談窓口を周知・広報、若年性認知症に関する啓発活動を実施や認知症の理解を深めるための研修会や相談会、認知症カフェや介護者のつどいを開催したか。 	認知症 地域支援 推進員	7
<p>(2) 認知症の人や認知症の初期症状が疑われる人等への早期介入及び早期対応</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症初期集中支援チーム・地域包括支援センター・認知症地域支援推進員の三者が、支援の方向性や効果的な支援について協議する場を設けたか。 ・総合相談支援から認知症初期集中支援チームにつながる場合は、地域包括支援センターの職員が同行したか。また、総合相談支援において、必要に応じて認知症初期集中支援チーム員が同行訪問を行ったか。 ・総合相談支援からのつなぎとして、若年性認知症に関する相談や認知症カフェ等への参加に係る情報を認知症地域支援推進員に提供したか。また、認知症初期集中支援チームが支援する対象者に認知症カフェや各種イベント等を案内したか。 	認知症 初期集中 支援チー ム 地域包括 支援セン ター 認知症 地域支援 推進員	7・8
<p>(3) 認知症になっても住み慣れた地域で生きがいを持って暮らし続けられる地域づくりの推進</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ステップアップ講座の受講者（認知症サポーター）が実施可能な活動と認知症の人やその家族の支援ニーズをリスト化したか。 ・認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターの支援をマッチングする仕組みをつくり、ホームページ等で市民に周知したか。 ・チームオレンジになり得る団体に対してステップアップ講座受講の勧奨を行いチームオレンジの立ち上げにつなげたか。 	市高齢福祉課	9
3 在宅医療と介護の連携の推進		
<p>(1) 課題の抽出及び対応策の検討</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療・介護関係者からの聞き取りやアンケートの結果等により現状を把握し、抽出した課題を在宅医療推進検討委員会において協議し、対応策を検討したか。 ・検討した対応策を実施し、その結果を在宅医療・介護連携推進事業委員会において報告したか。 	地域包括 支援セン ター	10

<p>(2) 医療・介護関係者に対する支援の充実</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療・介護関係者に対する多職種連携研修会を開催したか。 ・ソーシャルワーカーネットワーク会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、解決策等の検討を行ったか。 	<p>地域包括支援センター</p>	<p>11</p>
<p>4 地域における支え合い活動の推進</p>		
<p>(1) 生活支援コーディネーター及び協議体を活用した支え合う地域づくりの支援</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における高齢者のサービス利用状況、地域資源、高齢者の担い手としての参画状況等を把握し、データを整理したか。また、整理したデータを地域住民や関係団体に説明したか。 ・生活支援コーディネーターが、地域住民だけでなく、民間企業、NPO法人等を含めた第2層協議体を定期的で開催し、地域の課題や解決策を分析・評価したか。 ・第2層協議体において分析・評価した解決策について、関係団体へつないだか。また、現状では対応が困難な課題については、市が第1層協議体において報告し、推進方を策定したか。 	<p>生活支援コーディネーター</p> <p>市高齢福祉課</p>	<p>12</p>
<p>(2) 支援を要する高齢者と地域資源とのマッチング</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターが自立支援型地域ケア個別会議に参加し、地域資源を紹介するなどの助言を行ったか。 ・生活支援コーディネーターが把握する地域資源を見える化し、定期的に、最新情報を地域包括支援センターに提供し、市民に周知したか。 	<p>生活支援コーディネーター</p>	<p>13</p>

4 地域包括支援センターの事業評価

令和8年度の地域包括支援センターの事業評価は、令和7年度に引き続き、国（厚生労働省）が示す評価指標を使用することとする。

< 国（厚生労働省）の評価指標を使用することの利点 >

- 全国標準の指標を使用することにより、全国・県内の他市町村の地域包括支援センターの状況と比較することができること。
- 国の評価指標は、目標ごとに指標を統合し体系化・簡略化を図るとともに、市の目標や地域の状況に応じた柔軟な評価を行うための見直しが行われており、市がアウトプット指標（活動の指標）と中間アウトカム指標（成果の指標）を設定できること。